

## 学位の種類及びその授与基準に関する申し合わせ

制定 平成14年 3月20日

改正 平成24年 2月 3日

改正 令和 2年 1月15日

### [課程を経ない博士]

以下の授与基準を満たしている者に博士（薬科学）又は博士（薬学）を授与する。  
いずれの博士号を授与するかは、紹介教授又は指導教授の申請時における判断に基づき研究科委員会で決定する。

### [課程修了による博士]

以下の授与基準を満たしている博士課程後期3年の課程修了者に博士（薬科学）を授与し、薬学履修課程修了者に博士（薬学）を授与する。

### [修士]

以下の授与基準を満たしている博士課程前期2年の課程修了者に修士（薬科学）を授与する。

### [授与基準]

#### 1. 学位論文

提出された学位論文は以下の全てを満たしていなければならない。

#### 博士（薬科学）

- (1) 化学物質又は生体の構造と機能に関する高度な専門知識と技術を基にした独創的な研究内容を含み、創薬科学の発展に貢献し得る新たな知見を提供するもの。
- (2) 当該論文に掲げられた目的が十分に達成されていると判断される完成度の高いもの。
- (3) 記述が論理的になされており、明確に結論が提示されているもの。

#### 博士（薬学）

- (1) 医薬品の適正使用と薬物治療等に関する専門知識と技術を基にした独創的な研究内容を含み、医療薬学の発展に貢献し得る新たな知見を提供するもの。
- (2) 当該論文に掲げられた目的が十分に達成されていると判断される完成度の高いもの。
- (3) 記述が論理的になされており、明確に結論が提示されているもの。

#### 修士（薬科学）

- (1) 化学物質又は生体の構造と機能に関する専門知識と技術を基にした独創的な研究内容を含み、創薬科学の発展に貢献し得る新たな知見を提供するもの。
- (2) 当該論文に掲げられた目的が達成されていると判断されるもの。
- (3) 記述が論理的になされており、明確に結論が提示されているもの。

## 2. 研究者としての能力

博士の学位を授与するためには、審査及び学力確認試験等での受け答えなどから判断される本人の能力が、以下の全てを満たしていなければならない。修士の学位を授与するためには、審査及び学力確認試験等での受け答えなどから判断される本人の能力が、以下の全てについて修士の学位を授与するに値する水準に達していると認められなければならない。

- (1) 研究を自ら計画し、遂行する能力を有する。
- (2) 学位論文の内容（目的、方法とその原理、成果とその意義、問題点、今後の方向性など）を、正確に説明できる。
- (3) 研究内容に関する質問を正確に理解し、それに対する的確な返答ができる。
- (4) 自分の考えを他人に説明し、理解させることができる。
- (5) 自分の考えと異なる意見に対して、論理的に反論することができる。
- (6) 英語論文の内容が理解できる。
- (7) 論文を執筆することができる。

### [審査委員の体制]

東北大学学位規程等、関係規程に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 審査委員は、指導教員（紹介教授）を含め2名以上とし、本研究科委員会において選出する。
- (2) 前項の審査委員には、必要がある場合に限り教授以外の本研究科担当教員及び本学大学院研究科担当教員を加えることができる。

### [審査の方法]

#### ・論文博士

博士論文を提出した者に対して、論文審査（予備審査・本審査）及び学力確認を行い、上記の授与基準により総合的に評価する。

#### ・課程博士

博士論文を提出した者に対して、論文審査（予備審査・本審査）及び最終試験を行い、上記の授与基準により総合的に評価する。

#### ・修士

修士論文を提出した者に対して、論文審査及び最終試験を行い、上記の授与基準により総合的に評価する。

#### 附 則

この申し合わせは、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する。